定し、主に加工品の形態で流通・保管されるものは農林水産物とその加工品を指定。

農林水産物のうち、自然条件等によって短期間に生産量等が大きく変動しやすく、供給量の増減が一般的に生じやすいものは、本法に基づく措置の必要性が大きいとは判断し難い。

ただし、食料供給の状況変化等に伴って、国民生活又は国民経済における農林水産物等の重要性も変化し得ることを踏まえ、例えば国民が最低限度必要とする食料が確保できないおそれがある場合には、生産面積当たりの供給熱量の高い農産物や、ビタミン等の供給源として重要な農産物を指定するなど、実際の状況、本法に基づく供給確保のための措置の必要性等を考慮し、必要に応じて追加的に指定するものとする。

（２）特定資材の指定について

特定資材については、本法第２条第２項の規定のとおり、特定食料の生産に必要不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含む。）としている。

「生産に必要不可欠な資材」であることの考え方を含め、以下に記載する観点を総合的に考慮しつつ、指定するものとする。なお、特定食料の追加的な指定により供給確保が必要となる生産資材がある場合など、必要に応じて特定資材についても追加的に指定することとする。

ア　特定食料の生産における必要不可欠性

特定食料の生産を行う上で、根本的に不可欠であるもの又は一般的に期待される生産性を維持するために必要なもの。

イ　本法に基づく供給確保のための措置の必要性

資材のうち、都度の購入や更新が必ずしも必要でなく再利用が可能である耐久財（農業機械等）については、本法に基づく措置の必要性が必ずしも明らかでないことから、当面、本法に基づき指定するものとは扱わない。

２　地方公共団体、関係団体等に対する協力の要請

措置対象特定食料等の需給や価格動向の把握、出荷又は販売の調整等の食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要がある場合には、本法第11条第２項の規定により、本部長は、実施方針に基づき、地方公共団体の長、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者の組織する団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

３　財政上の措置その他の措置

本部設置期間においては、本法第19条の規定に基づき、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。具体的な措置の内容については、措置対象特定食料等や実際の状況など当該事態に応じて検討するものとする。

４　国際貿易への影響の配慮及び国際約束との整合性の確保

措置対象特定食料等の輸入の促進を図る場合、国際相場やその輸入を行っている開発途上国等への影響に十分配慮することが必要である。また、本法に基づく食料供給困難事態対策の実施に当たっては、WTO協定[33]を始めとする国際ルールとの整合性に十分留意するものとする。

[33] 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成６年条約第15号）及びその附属協定。